



転入届提出後の手続きについて



江津市役所
人麻呂くん・よさみ姫

転入届提出に伴う江津市役所での手続きをご案内します。下記に該当する方は担当課で加入・変更手続き等をおこなってください。

確認	対象の方	必要なもの等	担当課
☐ 未・済	個人番号カード※1・住民基本台帳カード※1 特別永住者証明書・在留カードをお持ちの方	☐ 各種カード ※1 カード内部の情報更新に暗証番号が必要になります。 期日内に手続きを行わなければ失効します。	市民生活課
☐ 未・済	犬を飼っている方	☐ 前住所地の鑑札	
☐ 未・済	江津市国民健康保険に加入する方	☐ 前年の所得の分かるもの	保険年金課
☐ 未・済	後期高齢者医療に該当の方	担当課へご相談ください Tel0855-52-7483	
☐ 未・済	福祉医療、子ども医療に該当の方	☐ 健康保険証 ☐ 福祉医療申請の方は 身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者手帳	
☐ 未・済	原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	☐ 本人確認書類 ・未廃車の場合 ☐ 以前の居住地で発行されたナンバープレート ☐ 車台番号のわかる書類(自賠責保険書類等) ・廃車済みの場合 ☐ 廃車申告受付書	税務課
☐ 未・済	介護認定を受けている または 介護認定申請中の方	☐ 介護保険受給資格証明書	高齢者障がい者 福祉課
☐ 未・済	身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院医療) をお持ちの方	☐ 各手帳 ※その他にも必要なものがある場合があります ので、担当課へご相談ください Tel0855-52-7934	
☐ 未・済	特別障害者手当・障害児福祉手当 受給者	☐ 印鑑 ☐ 受給者名義の金融機関口座のわかるもの ☐ マイナンバーがわかるもの	社会福祉課
☐ 未・済	特別児童扶養手当受給者	☐ 受給者名義の金融機関口座のわかるもの ☐ マイナンバーがわかるもの	
☐ 未・済	小中学校に通学している方	教育委員会へご相談ください Tel0855-52-7495	教育委員会
☐ 未・済	児童手当受給者	☐ 印鑑 ☐ 本人確認書類 ☐ 申請者名義の金融機関口座のわかるもの	子育て支援課

確認	対象の方	必要なもの等	担当課
☐ 未・済	児童扶養手当受給者	☐ 手当証書 ☐ 印鑑	子育て支援課
☐ 未・済	保育所(園)等へ入所される方	子育て支援課保育係にお問い合わせください Tel0855-52-7933	
☐ 未・済	H9.4.2~H20.4.1 生まれて 子宮頸がん予防接種を希望される方	☐ 母子健康手帳(あれば)	
☐ 未・済	妊娠中の方 18歳未満のお子さんがおられる方	現在妊娠中・1歳未満のお子さんがおられる方 ☐ 母子健康手帳・別冊 18歳未満のお子さんがおられる方 ☐ 母子健康手帳 県外からの転入の場合、子育て支援パスポート こころの交付手続きをしてください	
☐ 未・済	水道の使用開始 または 使用者の変更等がある方	お電話で手続きが可能です Tel0855-52-0555 (水道課業務係)	水道課
☐ 未・済	下水道及び集落排水を使用される方	へ連絡してください 受付時間: 平日(8:30~16:00)	下水道課

江津市役所 Tel0855-52-2501(代) 桜江支所 Tel0855-92-1211(代)

※マイナンバーカードをお持ちの方は以下の点にご注意ください。

- ・印鑑証明書は、江津市で再度印鑑登録が必要です。

マイナンバーカードを使ってコンビニから各種証明書が取得できます

マイナンバーカードを利用して、コンビニなどにあるマルチコピー機をご自身で操作し、ご都合に合わせて住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得できます。

【コンビニで取得できる証明書】

- ①江津市に住民票がある人：住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書
- ②江津市に本籍がある人：戸籍全部(個人)事項証明書・戸籍の附票の写し

【コンビニ交付の取り扱い時間】

- 上記① 6:30~23:00 ※年末年始(12/29 から 1/3 まで)とメンテナンス時(不定期)を除く
 上記② 平日 8:30~17:15 ※土・日・祝・年末年始(12/29 から 1/3 まで)とメンテナンス時(不定期)を除く

【ご利用にあたっての注意事項】

- ・住民票の異動や戸籍の届出をしても、すぐには変更が反映されません。相当時間必要です。
- ・操作を誤って取得した証明書は、コンビニ等の各店舗や市役所窓口での交換・返金はできません。
- ・1通あたり複数枚にわたる証明書は、ホチキス留めがされません。ページ番号と固有番号が印刷されますので、ご確認のうえ取り忘れないようにしてください。なお複数枚にわたる証明書は、分けて使用することはできません。
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を使用します。他人に暗証番号を漏らさないようにしてください。
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号を3回間違えると使用できなくなります。
- ・利用者証明用電子証明書やマイナンバーカードが有効期限切れの場合は取扱いできません。
- ・DV等による支援措置を申し出されている人はご利用できません。

